

高知工科大学退学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、[高知工科大学学則第20条](#)に規定する退学の手続等に関し必要な事項について定めるものとする。

(退学の手続)

第2条 退学しようとする者は、本人及び保証人連署の退学願(別紙様式1)を学群長、学部長、学科長又は研究科長を経て、退学しようとする月の末日から起算して2週間以前に学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

(退学の許可)

第3条 退学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 退学を許可した者には、退学許可書(別紙様式2)を交付する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(様式1) [退学願](#)

(様式2) [退学許可書](#)